

様式第7号

## 組合等資金貸付金借用証書

金

円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第1号による土地区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、平成 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割賦金額	償還期日
金円	平成 年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴市の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還にあたっては、貴市の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴市が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、貴市に対して組合等資金貸付金を繰上償還します。

第6条 貴市において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は平成 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
- (3) 第7条、第8条、第9条又は第11条の定めに反したとき。

2 貴市が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、貴市が担保物件の提供を要求したときはただちにこれに応じます

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴市の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。

第9条 貴市において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、直ちに貴市に報告し、その指示に従います。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- (3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く）を行う必要が生じた場合

第11条 組合等資金貸付金収支調書を翌年度の4月10日までに貴市に提出します。

2 毎年度末の組合等資金貸付金実績報告書を翌年度の6月5日までに貴市に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書を貴市に提出します。

3 貴市において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。

平成 年 月 日

所在地

債務者

代表者

印

住 所

保証人

印